

自治会、ボランティア団体等の皆様へ

「清流の国ぎふリバーサポーター事業実施要綱」（令和4年4月1日から施行）を制定しましたので、制度の活用についてご検討いただけますと幸いです。

詳しくは、管轄の土木事務所にお問い合わせください。

■団体の要件

団体の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が管理する一級河川の河川区域において良好な河川環境を維持するために除草活動又は河川美化活動を自発的に行う団体であること。 ・ 自治会、ボランティア団体その他の任意団体又はNPO法人、株式会社その他の法人（ただし、宗教法人及び地方公共団体、独立行政法人その他の公法人を除く）であること。 ・ 団体の運営について定めた規約を有していること。 ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
-------	---

・ 要件をいずれか1つでも満たさない場合は報償費を受給できません。

■報償費の支給条件

活動区分	報償費の支給条件	報償費の支給額 (予算の範囲内)
除草活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の4月1日から12月31日までの間に行うこと。 ・ 1回につき最低100平方メートル以上であること。 ・ 区域面積の算定にあつては、除草を実施する区域のみ算入するものとし、通路、石河原等除草を実施しない区域は除くこと。 ・ 同じ場所の活動は、2カ月以上の間隔を空けること。 ・ 1回につき最低3人以上の団体構成員が参加すること。 ・ 除草活動の実施に当たり、ボランティア活動保険等の保険（参加者がケガをした場合の「傷害保険」及び参加者が第三者の身体・財物に損害を与えたことによる法律上の「賠償責任保険」を含む保険）に加入すること。 	@10円×除草面積（㎡）※ （1円未満端数切捨） ※除草面積について 同じ場所を複数回除草した場合、2回分の延べ面積が上限となります。
河川美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の4月1日から12月31日までの間に行うこと。 ・ 1回につき最低100メートル以上の区間の清掃を期間内に1回以上行うこと。 ・ 1回につき最低3人以上の団体構成員が参加すること。 ・ 原則として延べ30人以上の団体構成員が参加すること。 	@15,000円（1団体あたり） ただし、延べ参加人数が30人未満の場合は @500円×延べ参加人数
河川巡視活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草活動、または河川美化活動を行う団体であること。 ・ 当該年度の4月1日から12月31日までの間に5回以上（原則として1月に1回とする。）行うこと。 ・ 2人以上で一組となり、1回につき最低1000メートル以上の距離の巡視を行うこと。 	@10,000円（1団体）

- ・ 要件をいずれか1つでも満たさない場合は報償費を受給できません。
- ・ 予算の上限を超えた場合、支給額単価が変更となることがあります。

■活動の組み合わせと報償費支給の関係

・ 除草活動と河川美化活動の報償費の重複受給はできません。

報償費支給の可否	活動の組み合わせ
○	除草活動のみ
○	河川美化活動のみ
×	除草活動+河川美化活動
×	河川巡視活動のみ

○団体の運営について定めた規約を作成していない場合は、土木事務所までご相談ください。

○同じ場所を複数回除草した場合、報償費の上限は2回分の延べ面積となります。

県が行う河川維持の除草はおおよそ年1、2回であることとのバランスを考慮して、同じ場所を複数回除草する場合は、2カ月以上の間隔を空け、かつ同じ場所の活動は2回分までとしました。

今まで、年3回以上除草活動を行っていただいた団体におかれましては、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。